

(普通徴収の方を特別徴収に切り替える場合)

《記入例》

令和3年度 市民税・県民税 普通徴収から特別徴収への切替届出書

給与支払者の法人番号を記載してください。

(あて先) 福岡市長	給与 支 払 者 名 義 者 支 払 者 名 義 者	名 称 (株) 福々商事	特別徴収義務者 指 定 番 号 106350
令和 3年 7月 5日 提 出		所 在 地 福岡市中央区天神1丁目10-1	所 属 総務課給与係
		代表者の 職 氏 名 福岡 太郎	連 絡 先 氏 名 福岡 ゆかり
		法 人 番 号	電 話 () 711-4211

特別徴収税額の通知書の「指定番号」を記入してください。

特別徴収に切り替える方の住所・氏名・フリガナを正確に記入してください。

特別徴収に切り替える者の1月1日現在の住所・氏名		生年月日	特別徴収開始月等
住所 福岡市 中央 区 天神3-6-1	氏名 フリガナ アズマ ジロウ 東 二郎	S40年 1月 1日	①普通徴収 <u>2</u> 期以降を ② <u>8</u> 月分(<u>9</u> 月 <u>10</u> 日納期限分)から特別徴収します。
住所 福岡市 区	氏名 フリガナ	年 月 日	①普通徴収 期以降を ② 月分(月 日納期限分)から特別徴収します。
住所 福岡市 区	氏名 フリガナ	年 月 日	①普通徴収 期以降を ② 月分(月 日納期限分)から特別徴収します。

過年度分及び納期の過ぎた普通徴収税額は特別徴収に切り替えできません。

個人の特定のために重要ですので生年月日を必ず記入してください。

- ①過年度分及び納期限の過ぎた普通徴収税額は特別徴収に切り替えることができませんのでご確認ください。
- ※二重納付防止のため、既に一部納付済の場合は本人あてに送付された市民税・県民税 納税通知書の領収証書の写しを必ず同封してください。
- ②提出日が月の初日から10日(必着)までは翌月から、それ以降は翌々月から特別徴収できます。
- ③公的年金からの特別徴収の対象となっている公的年金等所得にかかる市民税・県民税額は、給与からの特別徴収に切り替えることができません。

提出日が月の初日から10日(必着)までは翌月から、それ以降は翌々月から特別徴収できます。上記の例の場合、提出日が7月5日ですので、普通徴収第2期以降を8月分から特別徴収に切り替えることができます。